

一長官ハ

天皇庶政ヲ課分シ百揆ヲ統叙セシムル  
為ニ其委任ヲ受ル官宰臣ニシテ總テ部  
事ヲ熙ラサルヲ以テ己其責ニ任シ縦ヒ  
失錯アルモ己レ其譴ヲ受テ

聖明ノ累トナスヘカラサル事

但長官ヲ欠クトキハ次官其責ニ任スヘ  
キ事

一長官ハ專ラ其部事ヲ總判スル全權ヲ

有ス敢テ他部ノ權ヲ干犯スル事ヲ許サ  
ス若事他部ニ涉ル者ハ小事ト雖モ必  
高議量定ヲ要スヘキ事

一長官部属ノ官員ヲ擬任黜陟ス勅任  
官ハ上裁ニ出ト雖モ官其人ヲ得ルハ政  
事ノ大典ナル由テ 内旨ヲ長官ニ諭シ  
長官奉諾シテ然ル後之ヲ任ス奏任官ハ  
奏聞ノ上之ヲ任シ判任官ノ補闕ハ先ツ  
任テ月末ニ開申スヘシ判任ト雖モ員ヲ  
増シ新官ヲ置クト並ニ徒以上ノ罪ヲ犯

ス者モ亦奏請 上旨ヲ取ルヘシ其黜  
罰ニ至テハ司法ノ典ニ備ル爰ニ復テ論セ  
ス

一其使ニテ事例奉行ノ權ハ章程中既ニ  
任セラレシ者一體ニ判行シ奏聞ニ及ハ  
ス附過シテ季末ニ録上開申スヘシ章  
程中任セラレサル者及ヒ新創ノ事例ハ  
細事ト雖モ必奏請スヘシ其更革他  
部ト相涉ラサル者ハ附過開申スルノ  
例タルヘキ事

開拓使

右ノ條ニ由委任被仰出候事

明治四年七月 太政官

北海道開拓使

樺太開拓使其使ニ合併被仰付候事

明治四年八月廿 太政官

⑪

石吏